|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現 場 説 明 書　　　　　　　　　　　　静岡県立総合病院 | | |
| 説明日時  説明会場 | 現場説明会は行わないが、現場視察会を入札参加資格が確認された者のうち希望者に対して開催する。  希望者は入札参加資格確認申請書にその旨、記載すること。開催日時については、別途通知する。 | |
| 工事名 | 平成29年度 静岡県立総合病院　第Ⅰ期リニューアル建築工事 | |
| 工事箇所 | 静岡市葵区北安東 地内 | |
| 工事概要等 | 工事概要 | ① 本館 地下1階 A･Bｴﾘｱ 耐震補強工事  ② 本館 地下1階 Cｴﾘｱ 地下会議室整備工事  ③ 本館 1階 ｴﾝﾄﾗﾝｽ 特定天井改修工事  ④-1 本館 1階 Cｴﾘｱ 入退院ｾﾝﾀｰ他整備工事【Ⅰ期】  ④-2 本館 1階 Cｴﾘｱ 入退院ｾﾝﾀｰ他整備工事【Ⅱ期】  ⑤ 本館 2階 Bｴﾘｱ 医事課整備工事  ⑥ 本館 2階 Cｴﾘｱ 化学療法ｾﾝﾀｰ整備工事  ⑦ 本館 3階 Aｴﾘｱ 産婦人科病棟整備工事  ⑧ 本館 3階 Cｴﾘｱ 女子更衣室整備工事  ⑨ 本館 3階 Dｴﾘｱ 通路他整備工事  ⑩ 本館 4階 Cｴﾘｱ 医局整備工事  ⑪ 本館 4階 中央廊下 耐震補強工事･排煙改修工事  ⑫ 本館 5階 中央廊下 耐震補強工事･排煙改修工事  ⑬ 本館 6階 中央廊下 耐震補強工事･排煙改修工事  ⑭ 本館 7階 屋内 耐震補強工事  ⑮ 本館 7階 屋外 耐震補強工事  ⑯ 本館 塔屋階 高架水槽耐震補強工事  ⑰ 循環器病C･北館 6階 G･Eｴﾘｱ院長室他整備工事  ⑱ 仮設渡り廊下改修工事  ⑲ 全館 ｴｱｼｭｰﾀｰ･共用部ｻｲﾝ他改修工事  上記に係る建築工事　一式 |
| 構造規模等 | ・本館　　　　　地下１階地上７階　鉄骨鉄筋コンクリート造  ・北館　　　　　地下1階地上６階　鉄骨鉄筋コンクリート造  ・循環器病ｾﾝﾀｰ　地下１階地上６階　鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 工期 | 平成32年７月31日（金）まで  ただし、すべての改修工事の完成期日は、平成32年５月29日（金）までとし、それ以降は、重機等の仮設物の解体期間とする。また、別途発注工事の受注者（電気設備工事及び機械設備工事）による必要施工期間及び試運転調整期間を考慮すること。 | |
| 入札 | 入札書等を入札場所に提出することにより執行する。 | |
| 契約 | 契約書の締結は落札決定日から７日以内とする。なお、契約に必要な契約書２部（発注者用及び受注者用）については、受注者の負担とする。 | |
| 工程表等の提出 | 受注者は、契約締結後10日以内に次の書類を作成し、発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。  (1)　工程表　　　　　　　（計２部、正：発注者、副：委託監督員）  (2)　請負代金内訳書　　　（計２部、正：発注者、副：委託監督員）(任意様式)  (3)　主任技術者等通知書　（計２部、正：発注者、副：委託監督員）  (4)　主任技術者等の略歴書（計２部、正：発注者、副：委託監督員）(任意様式) | |
| 工事工程月報 | 受注者は、当月末における工事の進捗状況について工事工程月報（進捗率を記載及び全景を含めた施工状況写真６枚を添付）を毎月25日までに発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。 | |
| 現場作業の着手 | １　契約締結後速やかに仮設計画及び第3者安全対策等を検討し、現場着手前に開催する近隣住民説明会等においてその内容を説明する必要がある。  ２　契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を委託監督員へ提出し、委託監督員の承諾を得たのち着手すること。 | |
| 支払関係 | １　前払金  (1) 前払金は当該年度の支払い限度額の10分の４以内の額（万円未満切り捨て）とする。  (2) 前払金は各年度毎に分割して支払う。各年度毎における前払金の支払額は、前払金の総額に、請負代金額に対する当該年度の支払限度額の割合を乗じた額とする。  (3) 前払金を受けようとするときは、各年度末（最終年度は工事完成期日に２週間を加算した期日）を保障期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託すること。  ２　中間前払金  (1) 中間前払金は前払金に追加して、当該年度の支払い限度額の10分の２以内の額（万円未満切捨て）とする。  (2) 中間前払金を受けようとするときは、前払金の支払を受けた後、当該前払い金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託すること。  (3) 中間前払の条件は、当該年度の工事実施期間の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額の２分の１以上の額に相当するものであることについての認定を受けたものとする。  ３　部分払  (1) 部分払金の額は、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相応額（以下「出来形金額」という）の10分の９以内の額（万円未満切り捨て）とする。前払金及び中間前払金を受けたときは、出来形が現になされた前払金及び中間前払金の請負代金額に対する割合に10分の１を加えた率に達したときに限る。なお、２回目以降については前回までの部分払金を差し引いた額とする。請求回数は入札公告に記載のとおり。  　　計算方法  　　　部分払金の額＝Ａ－Ｂ  　Ａ＝出来形金額×９／１０…万円未満切り捨て  　Ｂ＝出来形金額×（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額…万円未満切り上げ  　(2) 部分払いを求める場合は、予め出来形確認請求書及び細目毎の出来高数量を記載した出来高数量書（任意様式）を発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。  ４　完成払  　(1) 完成払は、建物の引渡し完了後請求できるものとする。  　(2) 受注者は、完成写真、請求書を提出する。  ５　支払の時期  (1) 前　払　金　　　　　請求書受理後14日以内  (2) 中間前払金　　　　　請求書受理後14日以内  (3) 部　分　払　　　　　請求書受理後14日以内  (4) 完　成　払　　　　　請求書受理後40日以内  ６　年度毎の支払い限度額  　　平成29年度支払い限度額は、１４０，０００千円とする。  　　平成30年度支払い限度額は、６５０，０００千円とする。  　　平成31年度支払い限度額は、契約後、別途受注者と協議する。  ただし、平成30年度支払い限度額には、前年度の支払い限度額を含む。 | |
| 建設業退職金共済制度等の加入 | 受注者は、建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用の「掛金納入書」を、契約締結後30日以内に提出すること。 | |
| 火災保険等 | 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を工事完成期日に2週間を加算した期日とした火災保険その他の保険に付すこと。また、保険契約を締結した後は、その証券を遅滞なく提示し、その写しを提出すること。 | |
| 変更契約 | １　変更契約は、その必要が生じた都度、書面をもって協議し締結する。また、軽微な変更事項は、当該年度末又は工事完了のうち、どちらか早い時期までに、まとめて変更契約を行うこととする。  ２　受注者は、設計変更事項について、その都度、設計変更カードにより整理すること。  ３　提出書類  変更契約に必要な変更契約書２部（発注者・受注者）については、受注者の負担とする。 | |
| 完成時の  提出書類 | ・完成届（２部）  ・完成写真（支払用　サービス版１部） | |
| 引渡し時の  提出書類等 | 原則として次によるが、提出書類、部数等の詳細は特記仕様書及び発注者との協議による。  ・引渡書  ・工事関係書類（１式）  ・工事写真帳  ・完成写真  ・完成図  ・施工図（原図サイズ図面二つ折り製本２部）  ・保証書（１部）  ・保証書の写し（１部）  ・各種検査合格証（２部）  ・各種試験成績表（２部）  ・その他説明書（保守・使用に関する指導案内書等）（２部）  ・予備品（１式）  ・連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの  ・下記のデータを記録させた電子成果品ＣＤ－Ｒ（３部）及び電子媒体納品書（紙）（２部）  (1)工事工程表（変更工程表を含む）　(2)主任技術者・現場代理人等通知書  (3)完成図　(4)施工図　(5)完成写真　(6)工事写真　(7)工事工程月報（最終分）(8)下請人通知書（最終分）　(9)出来形確認請求書 | |
| かし担保 | 新築工事に係るものについては、2年間。改修工事に係る部分は、１年間とする。 | |
| 下請関係 | (1) 下請負人通知書  1)　下請契約を締結したすべての工事について、下請負人通知書を速やかに２部（正：発注者、副：委託監督員）提出すること。  2)　添付書類  　　上記、下請負人通知書を提出する場合には、次の書類を添付すること。  ・下請契約書の写し  ・建設業許可証の写し（建設業許可業者である場合に限る）  (2) 施工体制台帳の整備  1)　現場には、常に最新の施工体制台帳を整備し、完成届の提出と同時にその写しを提出すること｡  　　また、施工体制台帳は、二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。  2） 施工体系図は、受注者が再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関  係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。  (3) 建設退職共済組合への加入  　完成届の提出と同時に当該工事に係る退職金共済証紙の受払簿の写しを提出すること。 | |
| 材料及び製造所等の報告を求めるもの | (1) 鉄筋　(2) ｺﾝｸﾘｰﾄ　(3) 鋼材　(4) 制震ﾃﾞﾊﾞｲｽ　(5)注入用ｼｰﾙ材 ・ｴﾎﾟｷｼ樹脂材　(6) 外壁材　(7) 屋根防水材　(8) ｼｰﾘﾝｸﾞ材　(9) 塗膜防水材  (10) ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ金物　(11) 点検口 (12) 塗装材　(13)建具　(14)ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ (15) ｶﾞﾗｽ (16) 内装材料 (17) ﾕﾆｯﾄその他材料　(18)ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄｶﾊﾞｰ  (19)2階化学療法ｾﾝﾀｰ調整室ｸﾘｰﾝﾙｰﾑﾕﾆｯﾄ (20) その他監督員の指示するもの | |
| 材料検査簿等 | 受注者は、主要な工事材料で監督員の検査を受けた場合は、材料検査簿として、その状況を記載し、監督員の検印を受けること。  また、受注者は、これとは別にすべての工事材料について受入れ時等に設計品質を満たしているか否か材料確認し、材料確認簿（任意様式）を作成すること。 | |
| その他の事項 | １　監督員事務所　　必要（監督員事務所に必要な備品等については、特記仕様書に記載のとおり）  ２　受注者の現場事務所は、病院敷地南隣接敷地内に設置している現場事務所（３階建）を使用することができる（有償・特記仕様書に記載のとおり）。ただし、来客者用駐車スペースを同敷地内に６台分確保すること。  ３　受注者及び作業者の通勤用駐車場は、病院敷地外に別途確保すること。  ４　工事期間中の工事に係る電気料金及び水道料金は、受注者の負担とする。  ５　設計書において、設計書の直接仮設工事に計上されている事項は任意仮設とし、土工事及び共通仮設費に計上されている事項は、指定仮設とする。なお、受注者の都合により、仮設の追加等を行う場合は、受注者の負担とする。  ６　エントランス特定天井改修工事の仮囲いに１箇所、完成イメージパース（約1,000×800程度）を掲示する必要があり、積算上、考慮すること。  ７　特に注意する安全対策等  (1) 診療業務を継続しながらの工事施工となるため、発注者及び委託監督員と協議を十分に行い、施工計画を立てること。  (2) 工事車両出入り（経路を含む。）については、施設利用者や一般交通、歩行者等の支障とならないよう配慮し、安全に万全を期すこと。また、敷地内通路や周辺道路等を汚損することがないようにすること。  (3) 病院敷地周辺道路を工事車両が通行する場合は、法定制限速度30km/h以下を遵守すること。また、重量車両については、これに係わらず20km/h以下で運転し、周辺住宅への振動防止に努めること。  (4) 交通誘導員を必要に応じ適切に配置し、安全対策を講じること。  (5) 別途発注工事の受注者（電気設備工事及び機械設備工事）及び設置する医療器械メーカーとの調整を密に行い、工事及び品質に支障が生じないようにすること。また、予め電気設備及び機械設備の位置等をプロットした総合プロット図を作成し、監督員の承諾を得た後に施工すること。  (6) 工事による振動、騒音、粉塵、臭気の発生の抑制に努めること。また、工事において医療業務に支障のある振動、騒音、粉塵、臭気等を発生させる工程がある場合は、委託監督員と事前協議を行い、施工２週間前までに、当該工事説明資料を添付し「騒音・振動等作業申請書」を発注者に２部提出すること。  (7) 作業時間は、原則として、午前８時30分から午後５時までとし厳守すること。  なお、工事内容、工程等の理由から、これにより難い場合は、発注者と協議し、了解を得ること。  (8) 本工事において発生する産業廃棄物については、廃棄物の分別収集、リサイクル、再利用、再使用、工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化等による廃棄物減量化に配慮すること。  (9) 各種法令を遵守すること。  (10) 資材等の保管には、十分注意すること。  (11) 作業員の喫煙は、現場事務所内の喫煙室にて行うものとし、病院敷地内及び病院周辺道路での喫煙は不可とする。  (12) 現場の内外を問わず、工事関係者によるタバコの吸殻、空き缶、空きペットボトル等の投げ捨てや放置は厳に慎むこと。  (13) 本工事とは無関係であっても、清掃等により現場周辺の美化に努めること。  ８　創意工夫の現場適用に積極的に取り組むこと。  ９　官公庁申請資料等については、適切に行うこと。  10　工事の時期及び方法等について総合調整が必要な場合には、関係者と協力して適  切に行うこと。  11　受注者には設計CADデータを貸与する。  12　受注者は、第３者の現場視察に協力すること。  13　上記のほか円滑な病院運営等のため、受注者は、発注者からの軽微な要望等について協力すること。 | |